

第1章 計画の基本的事項

(1) 策定の背景

練馬区は、平成22年12月、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、平成30年代初頭までを期間とする「練馬区環境基本計画2011」(以下「基本計画」という。)を策定し、具体的な施策に取り組んできました。また、練馬区の温室効果ガス¹排出量を抑制するための個別計画として、平成21年3月に「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、基本計画と一体的な推進を図ってきました。

基本計画の策定以降、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

区は、平成27年3月に、今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、その根幹となるリーディングプロジェクト(戦略計画)の一つとして「新しい成熟都市・練馬」の実現に向け、住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会への取組やみどりあふれるまちづくりなどの環境施策を位置づけました。また、平成27年6月には、ビジョンを実現する工程を示すものとして、平成27年度から3か年の年度別計画と事業費を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン」を策定しました。さらに、これらの政策を実現するための、具体的な仕組みや体制を「区民の視点」から改めて見直す「区政改革計画」を平成28年10月に策定し、区民とともに練馬のみどりを守り育てることを取組の一つに挙げています。

国や東京都の環境行政においては、東日本大震災後の社会的背景の変化に対応した新たな環境基本計画が策定されました。また、温室効果ガス排出量の削減目標についても、新たな国際的枠組みや我が国のエネルギー政策に対応した目標へとそれぞれ刷新されました。

基本計画を策定してから6年が経過し、こうした背景の変化への対応や各種計画との整合を図る必要があることから、「練馬区環境基本計画2011(後期計画)」(以下「後期計画」という。)を策定します。

(2) 計画の目的

後期計画は、「練馬区環境基本条例」(平成18年6月練馬区条例第58号)第9条第1項の規定に基づき、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、環境都市練馬区としてふさわしいまちづくりを進める基本的な指針と具体的な施策を示します。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)第19条第2項の規定に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めます。

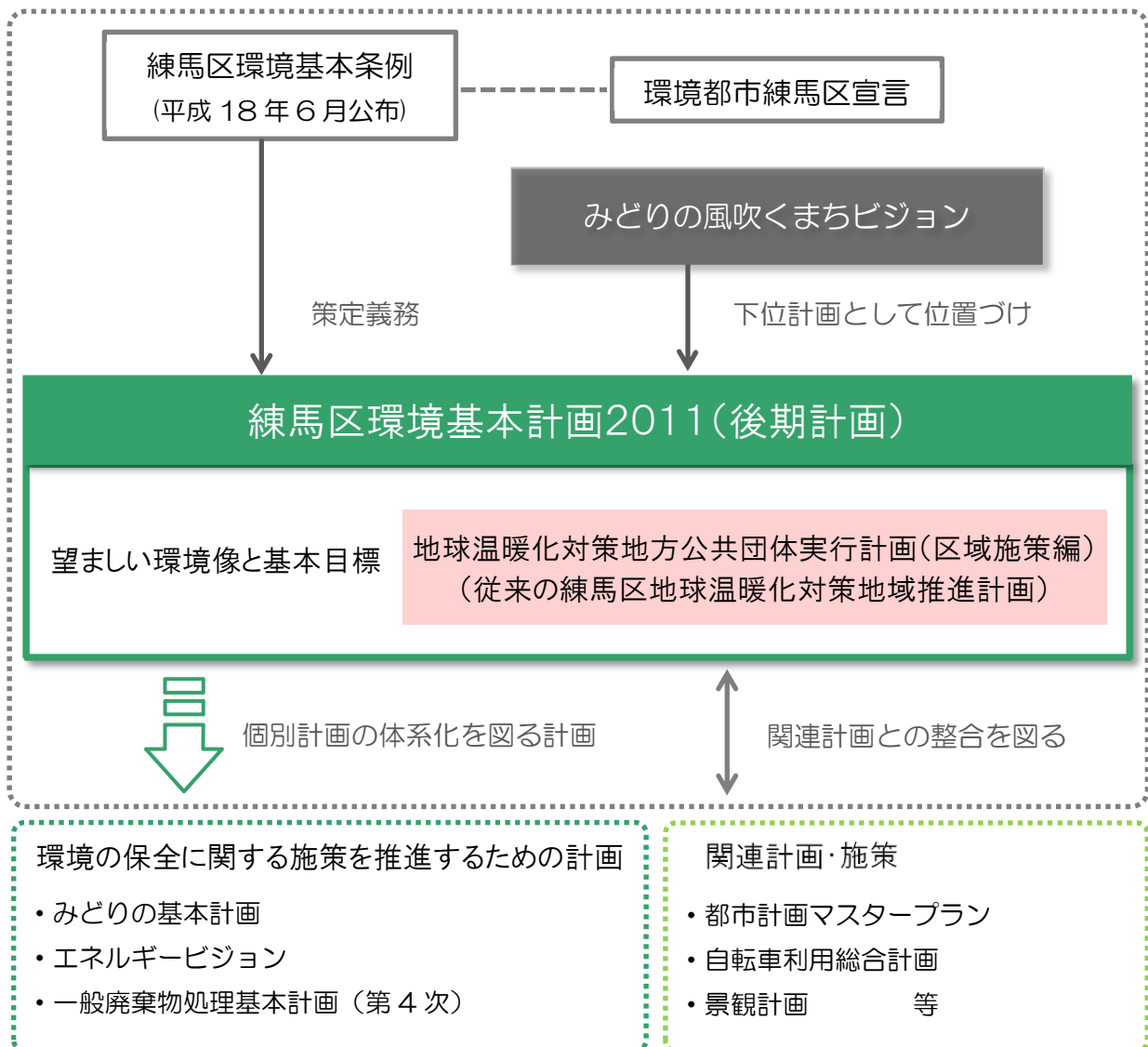
¹ 大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する性質を持つガスのこと。

(3) 計画の位置づけ

後期計画は、練馬区環境基本条例に位置づけられる環境の保全に関する基本的な計画に相当します。また、みどりの風吹くまちビジョンを環境面から推進する下位計画としての位置づけです。

加えて、温対法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定していた「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を基本計画の改定に伴い包含します。

同時に、練馬区みどりの基本計画、練馬区一般廃棄物処理基本計画などの環境の保全に関する施策を推進するための個別計画の体系化を担う計画です。また、区の都市計画に関する基本的な方針を定めている練馬区都市計画マスタープランなどの関連計画についても環境関連施策として体系化しています。

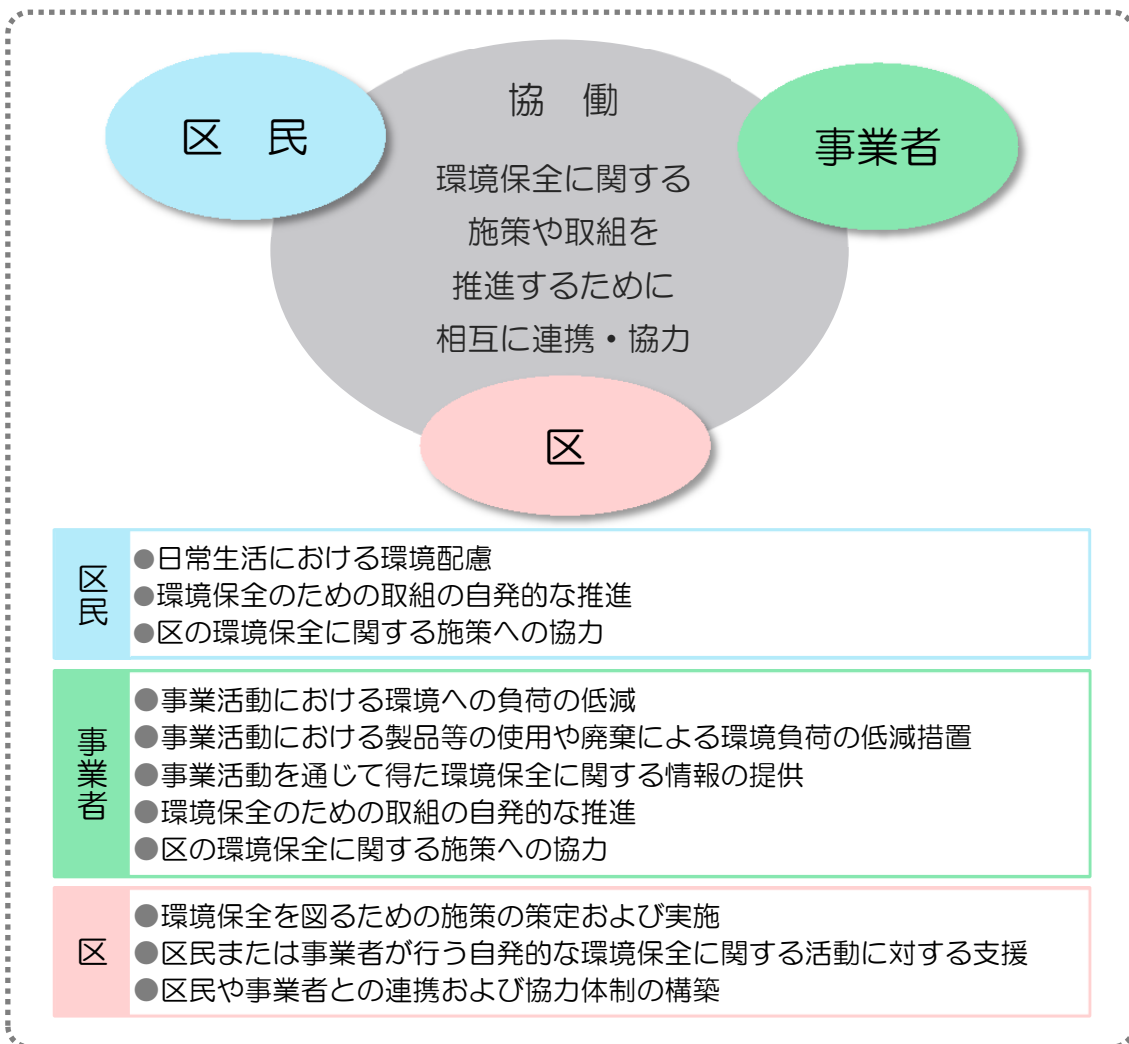


(4) 計画の推進主体と協働

後期計画の推進主体は、区民、事業者および区の三者とします。

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、各主体が地域の環境保全について自らの課題として捉え、行動していくことが必要です。

また、各主体の特性を活かし、役割分担しながら、より効果的かつ効率的に環境保全に関する施策に取り組む必要があることから、三者の協働により後期計画を推進します。



(5) 計画の期間

後期計画の対象期間は、従来の基本計画の対象期間が平成 23 年度から平成 30 年代初頭までであることと、みどりの風吹くまちビジョンを踏まえ、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 か年とします。

なお、後期計画に包含する地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の計画期間についても、後期計画と同様に平成 31 年度までの 3 か年として目標を設定します。あわせて、地球温暖化対策に求められる長期的な視点を考慮するため、平成 42 年度(2030 年度)にめざす長期的な目標も定めます。